

## 下市場町内会自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、下市場町内会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在)

第2条 本会の事務所は、広島市安佐南区長束下市場町内会（以下「町内会」という。）会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震などの災害による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動班を組織し、それぞれの事業を行う。

|       |                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報広報班 | ・防災知識の普及<br>・情報収集、伝達訓練<br>・講習会等の開催 ・災害情報の収集、伝達<br>・地域の被害状況の把握<br>・防災機関との緊急連絡                         |
| 救援救護班 | ・応急手当の知識普及<br>・応急医薬品等の準備<br>・救出救護訓練 ・負傷者等の救出活動<br>・応急手当等の救急処置                                        |
| 避難誘導班 | ・避難経路の確認<br>・援護を必要とする者の確認<br>・危険箇所の確認<br>・避難誘導訓練 ・避難場所等の安全確認<br>・危険箇所の表示<br>・援護を必要とする者の安全確保<br>・避難誘導 |
| 消 火 班 | ・消火用機材の管理等<br>・火気設備器具の点検<br>・初期消火訓練 ・出火防止、初期消火活動<br>・消防機関との協力                                        |

2. 活動班の組織構成は、別添「下市場町内会自主防災会組織図・役員名簿」のとおりとする。

(構 成)

第5条 本会は、町内会区域内に居住する全世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名

3. 防災委員 4名

(役員の選出および任期)

第7条 前条の役員の選出および任期は、次のとおりとする。

1. 役員は、町内会役員の推薦による。
2. 役員の任期は、町内会役員の任期に準ずるものとする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震などの災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故のあるときはその職務を行う。
3. 防災委員は、会務の運営にあたるほか、非常災害時における各活動班の責任者となるものとする。

(会 議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする

1. 運営委員会
2. 役員会

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、町内会員をもって構成する。

2. 運営委員会は、必要の都度開催する。
3. 運営委員会は、会長が招集する。
4. 運営委員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成および改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) その他、運営委員会が特に必要と認めたこと。
5. 運営委員会は、その付議事項を役員会に委任することができる。また、役員会が必要と認めたとき、役員会は、前項に定める事項を審議することができる。ただし、この場合、決定した事項は、事後に開催される至近の町内会定例会の承認を得なければならない。

(役員会)

第11条 役員会は会長、副会長、防災委員および町内会会計によって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 運営委員会に提出すべきこと。
- (2) 運営委員会より委任されたこと。
- (3) その他、役員会が特に必要と認めた事案。

(防災計画)

第12条 本会は、地震などの災害による被害の防止および軽減を図るため、必要に応じて、次の事項について定めた防災計画を作成する。

- (1) 地震などの発生時における防災会組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震などの災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出、救護および避難誘導に関すること。
- (5) その他、必要な事項。

(経 費)

第13条 本会の運営に要する経費は、町内会会計をもってこれにあてる。

(町内会などとの連携)

第14条 本会の活動にあたっては、町内会や長束学区自主防災会連合会などと常に連携し、情報の入手や意見交換等を行うものとする。

(付 則)

この規約は、平成22年 月 日から施行する。